



島根県報

平成18年 3 月24日 (金)
号外 第 17 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (規則第18号)

1 規則の概要

(1) 平成18年度組織改正に伴う規定の整備

(2) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位移譲に伴う所要の改正

ア 老人福祉法の規定により、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対して改善に必要な措置を採るべきことを命ずること。(別表第 2 関係)

イ 介護保険法の規定により、指定居宅サービス事業者等に対して基準を遵守すべきことを勧告し、又は勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(別表第 2 関係)

ウ 児童福祉法の規定により、児童自立生活援助事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。(別表第 2 関係)

エ 障害者自立支援法の規定により、指定障害福祉サービス事業者に対して基準を遵守すべきことを勧告し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は指定を取り消し、若しくはその効力を停止すること。(別表第 2 関係)

オ 動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、動物愛護管理推進計画を策定すること。(別表第 2 関係)

カ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の規定により、青年等の就農促進に関する方針を定めること。(別表第 2 関係)

キ 森林法の規定により、農林水産大臣に特定保安林の指定又は指定の解除を申請すること。(別表第 2 関係)

ク 土地収用法の規定により、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、島根県事業認定審議会に意見を聴くこと。(別表第 2 関係)

ケ 道路法の規定により、共用管理施設の管理の方法又は管理に要する費用の分担の方法について、関係道路管理者と協議して定めること。(別表第 2 関係)

コ 島根県屋外広告物条例の規定により、屋外広告業の登録を拒否し、取り消し、又はその営業の停止を命ずること。(別表第 2 関係)

サ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、一般廃棄物処理施設の設置者等の欠格要件に係る届出を受理すること。(別表第 3 関係)

シ 障害者自立支援法の規定により、自立支援医療に係る支給認定を行うこと。(別表第 5 関係)

ス 動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、動物取扱業者登録簿に登録し、登録を拒否し、又は登録を更新すること。(別表第 5 関係)

セ 島根県動物の愛護及び管理に関する条例の規定により、動物を処分し、又は譲渡する場合に、その旨を公示し、又は市町村の長に通知しないこと。(別表第 5 関係)

ソ 障害者自立支援法の規定により、自立支援給付に関し、障害者等又はその関係者に対して報告等を命

じ、又は当該職員に質問させること。(別表第5関係)

タ 農業基盤整備資金又は担い手育成農地集積資金の貸付対象調書を作成し、提出すること。(別表第5関係)

チ 森林法の規定により、土地の使用を廃止した場合の損失の補償に関し裁定すること。(別表第5関係)

ツ 島根県漁港管理条例の規定により、甲種漁港施設の占用料の減免をすること。(別表第5関係)

(3) その他法令改正、事業の新設・廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のスの一部については、平成18年6月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第18号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に改め、同条第6号中「第20条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条第7号中「第20条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第8号中「第20条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条第9号から第11号までの規定中「第20条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第12号中「第20条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条第13号を次のように改める。

(13) 管理監 職員及び職員の職の設置に関する規則(昭和31年島根県規則第85号)別表に規定する管理監をいう。

第2条第14号及び第15号中「第20条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第16号を次のように改める。

(16) 調整監 職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定する調整監をいう。

第2条第17号中「第20条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第18号中「(昭和31年島根県規則第85号)」を削り、同条第19号中「第20条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条第20号及び第21号中「第20条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第22号を次のように改める。

(22) 企画幹 職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定する企画幹をいう。

第5条第1項中「副主査」を「企画幹」に改め、同条第2項中「副参事」を「管理監」に、「主査」を「調整監」に改める。

第7条中「第17条第2項」を「第13条第2項」に改める。

第10条ただし書を削る。

第11条中「第90条第1項」を「第73条第1項」に改める。

第15条第1項の表局長の項第5号中「主査」を「調整監」に改め、同表部長の項第4号及び第6号中「副参事」を「管理監」に改め、同項第9号中「主査」を「調整監」に改め、同表出納局長の項第2号中「主査」を「調整監」に改め、同表課長の項第1号中「副参事」を「管理監」に改め、同項第4号中「主査」を「調整監」に改め、同項第6号中「副主査」を「企画幹」に改める。

第19条中「副参事」を「管理監」に、「主査」を「調整監」に改める。

別表第1第13号局長等専決事項の欄中「副参事」を「管理監」に改め、同表第20号局長等専決事項の欄の(5)中「又は」を「若しくは」に、「申請する」を「申請し、又は明渡裁決を申し立てる」に改める。

別表第2総務部の表総務課の項第3号部長専決事項の欄の(2)を削り、同表人事課の項中第4号を削り、第11号を第13号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

7 職員の分限及び懲戒に関する事務	(1) 地方公務員法第28条第 1 項の規定により、職員を降任し、又は免職すること。 (2) 地方公務員法第29条第 1 項の規定により、職員の懲戒処分をすること。	(1) 管理職員について、地方公務員法第28条第 2 項第 1 号の規定により、休職及び復職を命ずること。 (2) 職員について、地方公務員法第28条第 2 項第 2 号の規定により、休職及び復職を命ずること。
-------------------	---	--

別表第 2 総務部の表人事課の項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号を第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

1 福利に関する事務	(1) 地方公務員法第42条の規定により、職員の福利厚生に関する事項について計画を実施すること。
2 職員の公務災害補償に関する事務	(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）第 5 条の規定による補償基礎額を決定すること（同条第 3 号の規定による協議を受ける場合を含む。）。

別表第 2 総務部の表職員課の項を削る。

別表第 2 健康福祉部の表高齢者福祉課の項第 1 号部長専決事項の欄中(2)を(3)とし、同欄の(1)中「第18条の 2 第 1 項」を「第18条の 2 第 2 項」に改め、同欄中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 法第18条の 2 第 1 項の規定により、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対して改善に必要な措置を採るべきことを命ずること。

別表第 2 健康福祉部の表高齢者福祉課の項第 2 号部長専決事項の欄の(8)中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同欄中(8)を(7)とし、同欄の(7)中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めて許可の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同欄中(7)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

(23) 法第113条の 2 第 1 項の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者に対して基準を遵守すべきことを勧告すること。

(24) 法第113条の 2 第 2 項の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(25) 法第113条の 2 第 3 項の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者に勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(26) 法第113条の 2 第 4 項の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者に勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。

別表第 2 健康福祉部の表高齢者福祉課の項第 2 号部長専決事項の欄の(6)中「その運営の改善を命じ、又はその業務の停止を命ずる」を「基準を遵守すべきことを勧告する」に改め、同欄中(6)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(19) 法第103条第 2 項の規定により、介護老人保健施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(20) 法第103条第 3 項の規定により、介護老人保健施設の開設者に勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又はその業務の停止を命ずること。

(21) 法第103条第 4 項の規定により、介護老人保健施設の開設者に勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又はその業務の停止を命じた旨を公示すること。

別表第 2 健康福祉部の表高齢者福祉課の項第 2 号部長専決事項の欄中(5)を(4)とし、(4)を(3)とし、同欄の(3)中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同欄中(3)を(2)とし、同欄の(2)中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同欄中(2)を(1)とし、(1)の次に次のように加える。

(11) 法第91条の 2 第 1 項の規定により、指定介護老人福祉施設の開設者に対して基準を遵守すべきことを勧告すること。

(12) 法第91条の 2 第 2 項の規定により、指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(13) 法第91条の 2 第 3 項の規定により、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ず

ること。

(14) 法第91条の2第4項の規定により、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。

別表第2健康福祉部の表高齢者福祉課の項第2号部長専決事項の欄の(1)中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同欄中(1)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 法第83条の2第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者に対して基準を遵守すべきことを勧告すること。

(7) 法第83条の2第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(8) 法第83条の2第3項の規定により、指定居宅介護支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(9) 法第83条の2第4項の規定により、指定居宅介護支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。

別表第2健康福祉部の表高齢者福祉課の項第2号部長専決事項の欄の(5)の前に次のように加える。

(1) 法第76条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者に対して基準を遵守すべきことを勧告すること。

(2) 法第76条の2第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(3) 法第76条の2第3項の規定により、指定居宅サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(4) 法第76条の2第4項の規定により、指定居宅サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。

別表第2健康福祉部の表青少年家庭課の項部長専決事項の欄中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 法第34条の5の規定により、児童自立生活援助事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。

別表第2健康福祉部の表障害者福祉課の項第1号部長専決事項の欄の(1)を削り、同欄の(2)中「児童居宅生活支援事業」を「障害児相談支援事業」に改め、「対し、」の次に「その」を加え、同欄中(2)を(1)とし、同項第2号部長専決事項の欄中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)及び(5)を削り、同欄の(6)中「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同欄中(6)を(3)とし、(7)を(4)とし、(8)を(5)とし、同項第3号部長専決事項の欄の(10)を削り、同項第4号部長専決事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、同欄の(3)中「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同欄中(3)を(2)とし、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

<p>5 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第49条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者（法第28条第1項第1号、第3号、第6号及び第7号並びに第2項第4号に規定する障害福祉サービスを行う者をいう。以下この号において同じ。）に対して基準を遵守すべきことを勧告すること。</p> <p>(2) 法第49条第4項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>(3) 法第49条第5項の規定により、指定障害福祉サービス事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(4) 法第49条第6項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じた旨を公示すること。</p> <p>(5) 法第50条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(6) 法第57条第1項第3号又は第4号の規定により、支給認定（施行令第1条第3項に定める精神通院医療に係る支給認定に限る。以下この号において同じ。）を取り消すこと。</p> <p>(7) 法第57条第2項の規定により、支給認定障害者等に対して医療受給者証の返還を求めること（法第57条第1項第3号又は第</p>
--	--	--

	<p>4号の規定により支給認定の取消しを行ったものに限る。)。</p> <p>(8) 法第66条第 3 項の規定により、自立支援医療費の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めること。</p> <p>(9) 法第67条第 1 項の規定により、指定自立支援医療機関の開設者に対し、法第61条又は第62条の規定を遵守すべきことを勧告すること。</p> <p>(10) 法第67条第 2 項の規定により、指定自立支援医療機関の開設者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表すること。</p> <p>(11) 法第67条第 3 項の規定により、指定自立支援医療機関の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(12) 法第67条第 4 項の規定により、勧告に係る措置を命じた旨をとるべきことを公示すること。</p> <p>(13) 法第68条第 1 項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(14) 法第82条第 1 項の規定により、障害福祉サービス事業を行う者に対して、その事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>(15) 法第82条第 2 項の規定により、障害福祉サービスを行う者又は地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずること。</p>
--	--

別表第 2 健康福祉部の表薬事衛生課の項に次の 1 号を加える。

19 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）の施行に関する事務	(1) 法第 6 条第 1 項の規定により、動物愛護管理推進計画を策定すること。
--	--

別表第 2 農林水産部の表農業経営課の項中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）の施行に関する事務	<p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定により、就農促進方針を定めること。</p> <p>(2) 法第 3 条第 3 項の規定により、就農促進方針を変更すること。</p> <p>(3) 法第 3 条第 4 項の規定により、就農促進方針の策定及びその変更について公表すること。</p> <p>(4) 法第 5 条第 1 項の規定により、都道府県青年農業者等育成センターを指定すること。</p>
--	--

別表第 2 農林水産部の表森林整備課の項第 1 号中(16)及び(17)を削り、(18)を(19)とし、(15)を(18)とし、(14)の次に次のように加える。

- (15) 法第39条の 3 第 2 項及び第 5 項の規定により、農林水産大臣に特定保安林の指定又は指定の解除を申請すること。
- (16) 法第39条の 5 第 1 項の規定により、森林所有者等に対し、遵守すべき事項に従って施業すべき旨を勧告すること。
- (17) 法第39条の 5 第 2 項の規定により、所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は施業の委託に関し森林所有者等に協議すべき旨を勧告すること。

別表第2 農林水産部の表水産課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同表漁港漁場整備課の項第3号部長専決事項の欄の(3)中「海外保全区域」を「海岸保全区域」に改める。

別表第2 土木部の表用地対策課の項第2号部長専決事項の欄(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第25条の2第2項の規定により、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、島根県事業認定審議会に意見を聴くこと。

別表第2 土木部の表道路維持課の項第1号部長専決事項の欄(13)を(17)とし、(12)を(16)とし、(11)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) 法第54条の2第1項の規定により、県の負担すべき道路の管理に関する費用で共用管理施設に関するものについて関係道路管理者とその分担すべき金額及び分担の方法を協議して定めること。

別表第2 土木部の表道路維持課の項第1号部長専決事項の欄(10)を(13)とし、(7)から(9)までを(10)から(12)までとし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第19条の2第1項の規定により、共用管理施設の管理の方法について、関係道路管理者と協議して定めること。

(8) 法第19条の2第2項(法第54条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により、法第19条の2第1項の規定による協議が成立しない場合において、国土交通大臣に裁定を申請すること。

(9) 法第19条の2第2項(法第54条の2第2項において準用する場合を含む。)及び法第19条の2第3項又は第54条の2第3項において準用する法第7条第6項の規定により、法第19条の2第1項又は第54条の2第1項の規定による協議が成立しない場合において関係道路管理者の意見を聴いて裁定をすること。

別表第2 土木部の表道路維持課の項第2号事務の種類欄中「交通安全施設整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同項部長専決事項の欄の(1)中「第6条第2項」を「第3条第2項」に改め、同表道路建設課の項第2号知事決裁事項の欄の(1)中「第6条第1項」を「第3条第3項」に、「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に、「有料道路」を「高速道路」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第7条第2項」を「第8条第3項」に、「日本道路公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改め、同欄の(2)中「第8条第1項」を「第18条第1項」に改め、同欄の(3)中「第8条第4項」を「第18条第4項」に、「法第3条第2項第1号、第6号若しくは第7号」を「同条第2項第1号、第5号又は第6号」に改め、「若しくは第3号」を削り、「第6号又は第7号」を「第5号又は第6号」に改め、同欄の(4)中「第8条第5項」を「第18条第5項」に、「法第3条第2項第4号若しくは第5号」を「同条第2項第3号又は第4号」に改め、「又は元利償還年次計画のみ」を削り、同表都市計画課の項第4号部長専決事項の欄に次のように加える。

(3) 条例第18条の4第1項の規定により、屋外広告業の登録を拒否すること。

(4) 条例第21条の2第1項の規定により、屋外広告業者の登録を取り消し、又はその営業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

別表第2 土木部の表建築住宅課の項第3号部長専決事項の欄の(2)中「(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、都市計画区域内における建築主事の確認を受けなくてもよい」を「中の規定により、知事が都市計画審議会の意見を聴いて指定する」に改め、同欄の(9)中「法又は」を「法若しくは」に改め、「条例の規定」の次に「又は法の規定に基づく許可に付した条件」を加え、「建築物等」を「建築物」に改め、「措置を」の次に「とることを」を加え、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第3 総務部の表人事課の項第6号を次のように改める。

6 恩給に関する事務	<p>(1) 恩給法(大正12年法律第48号。以下この号において「法」という。)第9条ノ2の規定により、恩給の受給権の存否について調査すること。</p> <p>(2) 法第58条ノ4第1項の規定により、恩給の一部を停止すること。</p> <p>(3) 法第80条第3項の規定により、同条第2項に規定する事情を調査するため、他の官庁又は公署の援助を求めること。</p> <p>(4) 恩給給与規則(大正12年勅令第369号。以下この号において「規則」という。)第25条の規定により、恩給証書等の誤びゅうの訂正手続をし、その旨を権利者に通知すること。</p> <p>(5) 規則第34条ノ3第3項の規定により、事実の承認を行うこと。</p>
------------	--

	<p>(6) 規則第38条第 2 項の規定により、改氏名の事実を記載した恩給証書を権利者に返付すること。</p> <p>(7) 島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号。以下この号において「条例」という。）第 7 条の規定により、恩給の受給権の存否について調査すること。</p> <p>(8) 条例第32条の 4 の規定により、退隠料の一部を停止すること。</p> <p>(9) 条例第33条の 2 又は第33条の 3 の規定により、返還一時金を支給すること。</p> <p>(10) 条例第47条の 2 の規定により、死亡一時金を支給すること。</p> <p>(11) 島根県吏員恩給条例施行規則（昭和29年島根県規則第82号。以下この号において「条例施行規則」という。）の規定において準用する規則第25条の規定により、恩給証書等の誤びゅうの訂正手続をし、その旨を権利者に通知すること。</p> <p>(12) 条例施行規則の規定において準用する規則第38条第 2 項の規定により、改氏名の事実を記載した恩給証書を権利者に返付すること。</p>
--	---

別表第 3 総務部の表人事課の項に次の 2 号を加える。

7 職員の公務災害補償に関する事務	<p>(1) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条第 2 項の規定により、基金に対する意見の申出をすること。</p> <p>(2) 地方公務員災害補償法第70条の規定により、不服申立てを受理すること。</p> <p>(3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、公務災害の認定の通知をすること。</p> <p>(4) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）第 9 条の規定により、補償の通知をすること。</p> <p>(5) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第11条の規定により、年金証書の交付をすること。</p>
8 健康管理に関する事務	<p>(1) 定期健康診断、成人病予防検診及び予防接種の実施日程を決定すること。</p>

別表第 3 総務部の表職員課の項を削る。

別表第 3 環境生活部の表廃棄物対策課の項第 1 号グループリーダー等専決事項の欄中(19)を(23)とし、(9)から(18)までを(13)から(22)までとし、(8)を(11)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 法第15条の 2 の 5 第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条第 6 項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出を受理すること。

別表第 3 環境生活部の表廃棄物対策課の項第 1 号グループリーダー等専決事項の欄中(7)を(10)とし、(6)を(8)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第14条の 5 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 4 項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の欠格要件に係る届出を受理すること（県内に住所がある者又は県内に事務所若しくは事業所のある者に係るものを除く。）。

別表第 3 環境生活部の表廃棄物対策課の項第 1 号グループリーダー等専決事項の欄中(5)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第14条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 4 項の規定により、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の欠格要件に係る届出を受理すること（県内に住所がある者又は県内に事務所若しくは事業所のある者に係るものを除く。）。

別表第 3 環境生活部の表廃棄物対策課の項第 1 号グループリーダー等専決事項の欄中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第 9 条第 6 項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出を受理すること。

別表第 3 土木部の表都市計画課の項第 4 号を削る。

別表第5自治研修所の項の前に次のように加える。

支庁及び県民センター	1 補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の施行に関する事務	(1) 規則第5条の規定により、地域振興調整費補助事業、地域プロジェクト推進費補助事業、離島体験滞在交流促進事業、商業活性化重点支援事業、地域産業集積活性化計画支援事業、産地集積経営革新支援事業、集積産業販路拡大推進事業、資源循環型技術経営支援事業及び中小企業経営革新支援事業（以下この号において「補助事業」という。）の補助金の交付を決定すること。 (2) 規則第9条第1項又は第2項の規定により、補助事業の補助金の交付決定の内容の変更等を承認し、又は補助事業者に対して指示すること。 (3) 規則第11条の規定により、補助事業の補助金の額を確定すること。 (4) 規則第12条の規定により、補助事業者等に対し補助事業等の遂行等を指示すること。
	2 住民基本台帳法の施行に関する事務	(1) 法第30条の37第2項の規定により、本人確認情報を開示すること（郵送による請求に係るものを除く。以下この号において同じ。）。 (2) 法第30条の38第2項の規定により、本人確認情報の開示期限の延長等を通知すること。
	3 離島振興法（昭和28年法律第72号）の施行に関する事務	(1) 法第4条第1項の規定により、離島振興計画を定めること。 (2) 法第4条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、市町村に対し、当該市町村に係る離島振興計画の案を作成し、提出するよう求めること。 (3) 法第4条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、離島振興計画を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知すること。
	4 中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行令の施行に関する事務	(1) 法第4条第1項の規定により、商店街整備計画（事業費が1,000,000,000円以下のものに限る。）が政令で定める基準に適合するものである旨の認定をすること。 (2) 法第4条第2項の規定により、店舗集団化計画（事業費が1,000,000,000円以下のものに限る。）が政令で定める基準に適合するものである旨の認定をすること。 (3) 法第4条第3項の規定により、共同店舗等整備計画（事業費が1,000,000,000円以下のものに限る。）が政令で定める基準に適合するものである旨の認定をすること。 (4) 法第4条第6項の規定により、商店街整備等支援計画（事業費が1,000,000,000円以下のものに限る。）が政令で定める基準に適合するものである旨の認定をすること。 (5) 施行令第9条第1項の規定により、認定計画の変更（変更後の事業費が1,000,000,000円以下のものに限る。）について認定すること。
	5 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の施行に関する事務	(1) 法第9条第3項の規定により、経営革新計画の承認を行うこと。 (2) 法第10条第2項の規定により、経営革新計画の承認を取り消すこと。 (3) 法第10条第3項の規定により、経営革新計画の変更の承認を行うこと。 (4) 法第34条第1項の規定により、状況調査を行うこと。 (5) 法第34条第3項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。 (6) 法第35条の規定により、実施状況の報告を求めること。
	6 特定産業集積の活性化に関する	(1) 法第23条第1項の規定により、進出計画が政令で定める基準に適合するものである旨の承認をすること。

る臨時措置法（平成 9 年法律第 28 号）及び特定産業集積の活性化に関する臨時措置法施行令（平成 9 年政令第 191 号）の施行に関する事務	<p>(2) 法第 24 条第 1 項の規定により、進出計画の変更が政令で定める基準に適合するものである旨の承認をすること。</p> <p>(3) 法第 25 条第 1 項の規定により、進出円滑化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の承認をすること。</p> <p>(4) 法第 26 条第 1 項の規定により、進出円滑化計画の変更が政令で定める基準に適合するものである旨の承認をすること。</p>
7 貸金業の規制等に関する法律の施行に関する事務	(1) 法第 3 条第 1 項の規定に基づく登録を受けていること又は受けていたことの証明をすること。
8 島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の施行に関する事務	<p>(1) 島根県中小企業設備近代化資金貸付規則の一部を改正する規則（平成 12 年島根県規則第 101 号）による改正前の規則（以下「改正前の規則」という。）第 17 条第 1 項の規定により、設置計画の変更等の承認をすること。</p> <p>(2) 改正前の規則第 18 条の規定により、届出を受理すること。</p> <p>(3) 改正前の規則第 21 条第 1 項の規定により、報告を受理すること。</p> <p>(4) 改正前の規則第 22 条の規定により、報告を求め、又は調査し、若しくは指示すること。</p>

別表第 5 支庁及び総務事務所の項を削り、同表保健所の項第 1 号地方機関の長専決事項の欄中(12)を(14)とし、(9)から(11)までを(11)から(13)までとし、(8)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 4 項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の欠格要件に係る届出を受理すること。

別表第 5 保健所の項第 1 号地方機関の長専決事項の欄中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第 14 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 4 項の規定により、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の欠格要件に係る届出を受理すること。

別表第 5 保健所の項第 6 号を次のように改める。

6 障害者自立支援法の施行に関する事務	<p>(1) 法第 54 条第 1 項の規定により、自立支援医療に係る支給認定を行うこと。</p> <p>(2) 法第 54 条第 3 項の規定により、支給認定障害者等に対して、医療受給者証を交付すること。</p>
---------------------	---

別表第 5 保健所の項中第 16 号を削り、第 17 号を第 16 号とし、第 18 号を第 17 号とし、第 19 号を第 18 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

19 動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）の施行に関する事務	<p>(1) 法第 11 条の規定により、動物取扱業者登録簿に登録すること。</p> <p>(2) 法第 12 条第 1 項の規定により、動物取扱業者の登録を拒否すること。</p> <p>(3) 法第 13 条第 2 項において準用する法第 11 条の規定により、動物取扱業者の登録の更新をすること。</p> <p>(4) 法第 14 条第 1 項の規定により、業務内容・実施方法変更届出書又は飼養施設設置届出書を受理すること。</p> <p>(5) 法第 14 条第 2 項の規定により、動物取扱業変更届出書を受理すること。</p> <p>(6) 法第 16 条第 1 項の規定により、廃業等の届出を受理すること。</p>
--	--

- (7) 法第17条の規定により、動物取扱業者の登録を抹消すること。
- (8) 法第19条第1項の規定により、動物取扱業者の登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (9) 法第26条第1項の規定により、特定動物の飼養又は保管の許可をすること。
- (10) 法第27条第2項の規定により、法第26条第1項の許可に条件を付すること。
- (11) 法第28条第1項の規定により、特定動物の飼養又は保管の変更の許可をすること。
- (12) 法第28条第3項の規定により、特定動物飼養・保管許可変更届出書を受理すること。
- (13) 法第29条の規定により、特定動物の飼養又は保管の許可を取り消すこと。
- (14) 規則第2条第5項の規定により、申請者に対し動物取扱業登録証を交付すること。
- (15) 規則第2条第6項の規定により、動物取扱業登録証を再交付すること。
- (16) 規則第2条第7項の規定により、動物取扱業登録証の亡失の届出を受理すること。
- (17) 規則第2条第9項の規定により、動物取扱業登録証の返納の届出を受理すること。
- (18) 規則第4条第3項の規定により、更新期間前の登録の更新の申請があった場合に、当該登録の更新をすること。
- (19) 規則第15条第5項の規定により、申請者に対し特定動物飼養・保管許可証を交付すること。
- (20) 規則第15条第6項の規定により、特定動物飼養・保管許可証を再交付すること。
- (21) 規則第15条第8項の規定により、特定動物飼養・保管許可証の亡失の届出を受理すること。
- (22) 規則第15条第9項の規定により、特定動物飼養・保管許可証の返納の届出を受理すること。
- (23) 規則第16条第1項の規定により、特定動物飼養・保管廃止届出書を受理すること。
- (24) 規則第18条第1項の規定により、特定動物飼養・保管変更許可申請書を受理すること。
- (25) 規則第20条第3号の規定により、特定動物識別措置実施届出書を受理すること。

20 島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年島根県条例第21号）の施行に関する事務	(1) 条例第15条第2項の規定により、動物を処分し、又は譲渡する場合に、その旨を公示し、又は市町村の長に通知しないこと。
--	---

別表第5 心と体の相談センターの項第2号地方機関の長専決事項の欄中(11)から(13)までを削り、(14)を(11)とし、(15)を(12)とし、(16)を(13)とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行令の施行に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第9条第1項の規定により、自立支援給付に関し、障害者等又はその関係者に対して報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。 (2) 法第12条の規定により、自立支援給付に関し、障害者等又はその関係者の資産又は収入の状況につき官公署に対し、必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行その他の関係人に報告を求めること。 (3) 法第54条第1項の規定により、自立支援医療に係る支給認定を行うこと。 (4) 法第54条第2項の規定により、支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受ける自立支援医療機関を定めること。 (5) 法第54条第3項の規定により、支給認定障害者等に対して、医療受給者証を交付すること。 (6) 法第56条第2項の規定により、支給認定の変更の認定を行い、及び医療受給者証の提出
----------------------------------	--

を求めること。

- (7) 法第57条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により、支給認定を取り消すこと。
- (8) 法第57条第 2 項の規定により、支給認定障害者等に対して医療受給者証の返還を求めること（同条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により支給認定の取消しを行ったものに限る。）。
- (9) 法第57条第 2 項の規定により、返還される医療受給者証を受理すること。

別表第 5 支庁及び農林振興センターの項第 4 号事務の種類欄中「農業経営負担軽減支援資金実施要綱（平成13年 5月 1 日付け13経営第204号農林水産事務次官依命通知）」を「島根県農業経営負担軽減支援資金取扱要領（平成13年 8月 1 日付け農第247号）」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「要綱第 3 」を「要領第 2 」に改め、同項中第 7 号から第10号までを削り、第11号を第 7 号とし、第12号を第 8 号とし、第13号を削り、第14号を第 9 号とし、第15号を削り、第16号を第10号とし、第17号を第11号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

12 土地改良資金に 関すること	(1) 農業基盤整備資金又は担い手育成農地集積資金の貸付対象調書を作成し、提出すること。
---------------------	--

別表第 5 支庁及び農林振興センターの項中第18号を第13号とし、同項第19号地方機関の長専決事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(8)までを(2)から(7)までとし、同欄に次のように加える。

- (8) 法第59条第 2 項の規定により、土地の使用を廃止した場合の損失の補償に関し裁定すること。

別表第 5 支庁及び農林振興センターの項中第19号を第14号とし、第20号を第15号とし、第21号及び第22号を削り、第23号を第16号とし、第24号を第17号とし、同項第25号事務の種類欄及び地方機関の長専決事項の欄中「弥山山地シカ対策事業」を「シカ適正管理対策委託事業」に改め、同号を同項第18号とし、同項第26号を同項第19号とし、同項第27号地方機関の長専決事項の欄の(1)を次のように改める。

- (1) 規則第 5 条の規定により、県民再生の森事業、島根県強い林業・木材産業づくり交付金事業（県内全域を事業区域とする補助事業者で知事が定めるものを除く。）、県単強い林業・木材産業づくり交付金事業（地域材利用体制整備推進事業に限り、県内全域を事業区域とする補助事業者で知事が定めるものを除く。）、森林環境保全造林事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、里山エリア再生交付金事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、間伐材搬出促進事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、森林づくり交付金事業（県内全域を事業区域とする補助事業者で知事が定めるものを除く。）、激甚災害に係る森林災害復旧造林事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、森林病虫害等防除事業及び松くい虫被害対策事業の補助金の交付を決定すること。

別表第 5 支庁及び農林振興センターの項第27号地方機関の長専決事項の欄中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同号を同項第20号とし、同項中第28号及び第29号を削り、同項第30号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「補助事業等に係る」を削り、同号を同項第21号とし、同項中第31号を第22号とし、第32号を第23号とし、同表しまねの味開発指導センターの項を削り、同表畜産技術センターの項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同表家畜衛生研究所の項及び種畜センターの項を削り、同表支庁及び水産事務所項第10号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

- (10) 条例第13条第 4 項の規定により、甲種漁港施設の占用料の減免をすること（支庁長及び水産事務所長の権限に属するものに限る。）。

別表第 5 支庁及び水産事務所項第11号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「補助事業等に係る」を削り、同項第12号事務の種類欄中「島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則」の次に「（昭和44年島根県規則第22号）」を加え、同表水産試験場の項中「水産試験場」を「水産技術センター」に改め、同表内水面水産試験場の項から浜田商工労政事務所の項までを削り、同表支庁及び土木建築事務所項中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改め、同項第10号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「公共用財産」を「国有財産」に改め、同項第11号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第87条の 2 第 6 項」を「第87条の 2 第10項」に、「公共用財産」を「国有財産」に改め、同項第12号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「公共用財産」を「国有財産」に改め、同項第15号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第13条第 5 項」を「第13条第 2 項」に改め、同項第20号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第15条第 1 項」を「第74条第 1 項」に改め、同欄の(2)中「第15条の 2 第 1 項」を「第75条第 1 項」に改め、同欄の(3)中「第15条の 2 第 2 項」を「第75条第 2 項」に改め、

同項に次の6号を加える。

21 島根県農林水産 関係補助事業等検 査規程の施行に関 する事務	(1) 規程第1条の規定による検査をすること。 (2) 規程第4条の規定により、補助事業者等に検査をする旨の通知をすること。
22 県営林道事業に 関する事務	(1) 工事の完了により供用が可能となった区間について、市町村に通知すること。 (2) 補償費の決定(1件70,000,000円未満のものに限る。)及びこれに伴う契約に関するこ と。
23 治山事業に関す る事務	(1) 治山事業により実施する森林整備に係る協定の締結に関すること。 (2) 補償費の決定(1件70,000,000円未満のものに限る。)及びこれに伴う契約に関するこ と。 (3) 市町村への委託の決定及びこれに伴う契約に関すること。
24 補助金等交付規 則の施行に関する 事務	(1) 規則第9条第1項の規定により、国庫補助に係る農地農業用施設災害復旧事業の補助金 の交付決定の内容の変更等(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する 法律施行令(昭和25年政令第152号)第3条第2項の規定により農林水産大臣に協議しな ければならない場合の変更等を除く。)を承認すること。
25 市町村負担金等 に関する事務	(1) 法令等の規定に基づく土地改良事業、林道事業等に要する経費の市町村負担金又は分担 金の額を決定し、通知すること。
26 島根県市町村公 共土木施設災害復 旧事業事務取扱規 則の施行に関する 事務	(1) 規則第5条の規定により、実施設計書の承認をすること。 (2) 規則第6条第1項の規定により、工事着手報告書を受理すること。 (3) 規則第6条第2項の規定により、工事変更報告書を受理すること。 (4) 規則第7条の規定により、工事竣工報告書を受理すること。 (5) 規則第11条第1項の規定により、実施設計書の承認をすること。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第2健康福祉部の表薬事衛生課の項に1号を加える改正規定及び別表第5保健所の項に2号を加える改正規定(特定動物の飼養又は保管の許可に係る改正規定を除く。)は、平成18年6月1日から施行する。